

# 大学における博物館学講座(課程)の位置

橘 昌 信

## (一)

昭和27年、大学において最初の博物館学講座が開講されて既に四半世紀が過ぎており、開講大学の数も70校におよんでいる。この大学における博物館学講座の実態については、全国大学博物館学講座協議会(全博協)が5年毎に実施している開講実態調査によって知ることができるのであるが、その現状には具体的な多くの問題に直面していることが理解される。また博物館学講座を開講している大学によって組織されている全博協の総会においても、博物館学講座の基本的なあり方が検討されている。そこで、大学における博物館学講座の位置、あるいはその目的なり目標なりをいかに考えたらよいのかという一つの問題に対して若干の意見を述べてみたい。

## (二)

現在、大学において博物館学講座ないしそれに類するものを開講している大学は私立大学の文学部を主体に70校におよんでいることは先に述べたとおりである。その最初は「博物館法」の制定された翌年である昭和27年、立教大学においてである。この大学における博物館学講座の設立に関しては、昭和51年6月に行なわれた全博協総会で、宮本馨太郎氏(立教大学文学部教授)が「博物館法施行規則と講座設立の由来と経過」と題する講演でふれられている。

大学における講座の設立はわが国の博物館に関する最初の画期的な法律ともいえるべき、「博物館法」(昭和26年12月公布・昭和27年1月実施)と深い関連が認められるのである。すなわち同法第4条3項に博物館の専門職員として「学芸員」が登場し、さらに第5条で学芸員の資格が規定されている。この博物館法の制定にともなって、現職の博物館職員に学芸員の資格を認める経過規定として、「学芸員講習」を受ける処置がとられた。その学芸員講習と関連して、学芸員の資格をとるための科目の単位など、学芸員の講習に関する規定が日本博物館協会(日博協)特別委員会の一つの部会で審議され、原案作成が行なわれている。この原案は文部省に採用され、昭和30年10月に出された、文部省令第24号「博物館法施行規則」第1章の、大学において修得すべき博物館に関する科目と単位、さらに第2章の学芸員の資格認定の試験科目などとして今日まで生きているのである。

新たな「博物館法」に詠われた「学芸員」はまず現職の博物館職員の資格認定という具体的な問題に直面し、さらに学芸員となる資格について「学士の称号を有する……」という同法第5条1項に基本的な条件として附加されていることから、学芸員となる資格者養成の問題が大学へ向けられたのは当然の成り行きと言えよう。

その経過で、はじめ国立大学において手本を示してはという話しもあった様であるが、国立大学の大学設置法の関係で実施の困難さが予想されることから、日本で初めての博物館学講座は先に述べた様に昭和27年9月の後期から私立の立教大学において開始されている。今日博物館学講座を開講している大学の7割以上が私立大学で占められていることはこの辺の事情に左右されているためであろうか。

いずれにしても、大学における博物館学講座の開講は博物館法および同施行規則の延長上に行なわれるようになったものであり、その目的は当初から学芸員となる資格者の養成、すなわち学芸員の養成に立脚しているのである。ここに大学における博物館学講座の基本的な問題の一つがみられる。

### (三)

学芸員となる資格の取得は今日三通りの方法によって行なわれており、その一つは大学において博物館に関する科目の単位を修得した場合、文部大臣による試験認定を受けた場合、さらに無試験認定を受けた場合とである。

このうち、大学における博物館学講座での修得すべき科目と単位については先に述べた「博物館法施行規則」第1条1項で掲げられている。これによると、博物館学芸員と直接的な係わりあいの考えられる博物館学4単位、博物館実習3単位の他、教職課程での必要な科目とされている教育原理、社会教育概論、視聴覚教育の各1単位が掲げられている。これらの修得すべき科目から博物館学芸員となる資格は教育学ないしは教員養成など

の分野と深い関連が示唆されている。同時に、博物館が研究機関であると共に教育機関として位置づけられていることが理解され、その専門的職員である学芸員にも当然研究者であると同時に教育者としての立場が要求されていると考えられる。

以上の5科目10単位が博物館法で定められた博物館に関するものであるが、開講大学においては専門の選択科目として、科目数の少ない大学でも2科目以上、その多くは4～5科目が開講されている。それらの科目は文化史・美術史・考古学・民俗学・自然科学史・物理・化学・生物学・地学などで、これらの中から2科目以上を選択して履修させているのが現状である。この選択科目は施行規則の中で義務づけられていないのであるが、文部大臣が行なう試験認定の試験科目に上記9科目のうちから2科目を選択して受験するようになってきていることから、開講大学において自発的に取入れているものであろう。

以上のように博物館学講座を開講している大学では、卒業と同時に博物館に関する科目5科目10単位と専門の選択科目を2科目以上修得した者は学芸員となる資格を有するものと認めているのである。これはあくまでも学芸員となるべき可能性や志向性の資格を有しているということであって、博物館学芸員ではないのである。そこで、博物館学芸員とは何かということがあらためて問題とされよう。

### (四)

「博物館学芸員とは何か」については、現職の博物館学芸員をはじめ、博物館学の教育関係者、教育行政者などによって常にとりあげられ、あら

ゆる角度から検討されている基本的な課題であるだけに十分に論じられないであろう。

まず「博物館法」第4条4項には「学芸員は博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これに関連する事業についての専門的事項をつかさどる」と規定されている。この条文では学芸員の本質的な面が明確にされていないのであるが、学芸員の行なわなければならない仕事が極めて広範な領域におよんでいることを端的に物語っている。実際にはこれらの専門的な仕事以上のものが学芸員の肩にのしかかっているようである。広い守備範囲が要求されている反面、一方では学芸員の専門性が問われており、この傾向は最近特に顕著にみられる。すなわち、学芸員に研究者として専門分野における科学的知識や能力が求められており、この専門性は研究者の面のみでなく、博物館が教育機関であるという立場から教育者としての専門的な知識・能力も要求されているのである。さらに博物館資料の収集・保管・展示などについての技術的専門性も学芸員の仕事の分野として考えられている。このように多岐にわたる学芸員の専門性が問われている時、大学において開講されている博物館学講座でどれほどのものを答えることができるであろうか。

現実の博物館学芸員採用の一般的なケースとしては、博物館に関する科目を修得した学芸員となる資格を有することよりも、むしろ大学院修了の専門分野の研究者の方によりメリットが与えられているようである。学芸員の資格は博物館での採用の後、国家試験によって学芸員資格認定を受るという方法がとられているのである。

ここ数年、大学で学芸員となる資格を取得して卒業する大学生は全国で毎年1,500名を上回っているが、実際に博物館に勤務する数はその数パーセントであり、それも必ずしも学芸員としての採用ばかりでなく、学芸員となる資格を持っていることはあまり問題とされていないようである。

これらの現実の一端からただちに大学における博物館学講座の存在が否定されるものでないことは無論であるが、少なくとも博物館法の制定に関連して端を発した大学における「学芸員の養成」という最大の目標は修正されるべき時期にさしかかっていると考えられよう。

#### (五)

今後の大学における博物館学講座の目的やその位置づけについては当の全国大学博物館学講座協議会をはじめ、日博協、さらに全日本博物館学会などで充分なる審議が行なわれなければならないであろう。その一つの方向として、博物館学講座の位置については、大学教育の基礎教育、あるいは一般教育に志向すべきではないか考えたい。しかしながらここで大学における教育とは何か、もっと基本的な教育の本質や実体、さらに教育観などについて述べようと思っているわけではない。

ただ今日の教育を概観した時、戦後、社会教育・生涯教育など教育学における新しい分野が開発されているが、なおかつ学校教育の占めるウエイトが大きいことは明白である。しかも学校教育の大半は、種々の社会的事情もあろうが、一方的に教授される教育・学習であり、文字によるそれで行なわれていると見なすことができよう。大学教育

にあってもこの例外ではないであろう。

この大学教育の一部で、あらゆる体験や実物に即しての自己啓発の機会がより多く採用されてしかるべきと考えられ、それらの一つの場として、博物館学講座あるいは課程の位置づけを考えたいのである。そこで博物館学や博物館実習、その他関連あるいは必要と思われる科目などを選び、大学教育全体の中で組み込んだらどうであろうか。

このようにすると講座自体の性格が不明瞭になると思われ、また「ライセンス時代」と言われる現代社会で、大学において資格のとれない講座なり課程なりをわざわざ開講する必要はない、という考え方が私立大学にあっては出されることを予想しなければならないであろう。また学生の方も資格に関係ないものであればわざわざ受講しなくてもよいとの発想も出てこよう。

しかしながらこの様な資格を問題とする講座・課程から脱皮した時にはじめて大学における博物館学講座の位置が確立されるのではないだろうか。博物館学講座を大学で受講することによって、生涯を通じて自分自身を啓発し続けるための基礎が養われ、これは博物館を生活の一部として利用する人々の増加にも無関係と思われない。一方これらに答えるだけの充分なる内容が大学にも、また博物館にも当然求められることになる。要は大学における博物館学講座の目的を学芸員の養成のみに終始するのではなく、もっと広い視野に立っての位置づけが考えられるべきであろう。

学芸員の養成については、博物館学講座の位置づけ・目的なりと同様、博物学会・日博協・全博協それに教育行政などの関係者を結集して考えら

れなくてはならない大きな問題である。

#### (六)

大学における博物館学講座は現代の大学教育にあって決して無用のものとして考えるのではなく、むしろ新しい教育観創造の先兵の一つとして重要な役割をはたすものであり、一層の充実がはかられるべきである。ただこれまでの様に「学芸員となる資格」あるいは「学芸員の養成」を目的としたものから脱皮して、新たな志向性を真剣に模索すべきことを強調したいのである。

その位置づけについては十分な考察も行なえず大変な粗雑なものになったが、これは一重に博物館学講座に関係する者の一人として、「大学における博物館学講座は現状のままでよいのか」「その目標なり、目的を再検討すべき時期に来ているのではないか」という焦りの故であり、また先学諸氏のご教示・ご指導を仰いだ上で、あらためて考えたいという気持ちからである。

#### 【参考文献・資料】

- 加藤 有治 「博物館学序論」 1977年
- 伊藤 寿朗・森田 恒之 「博物館概論」  
1978年
- 橘 昌信 「大学における博物館学講座の現状と問題」 別府大学博物館研究報告2  
1978年
- 全国大学博物館学講座協議会 「全博協会報」  
2・3・4 1976・1977・1978年
- 全国大学博物館学講座協議会 「全国大学博物館学講座開講実態調査報告書」1976年
- 日本博物館協会編 「博物館関係法令規則集」  
1969年